

○神奈川県警察留置業務規程（概要）

（平成 28 年 3 月 29 日 神奈川県警察本部訓令第 10 号）

最終改正 平成 29 年 3 月 31 日 神奈川県警察本部訓令第 10 号

この規程は、留置施設の適正な管理運営を図るとともに、被留置者の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うため、必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 総則
- 指導監督
- 被留置者の留置
- 留置施設の管理運営
- 留置業務管理者の定める処遇に関する基準
- 被留置者の護送
- 非常時の措置
- 不服申立て

である。